

熊本県監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年（2021年）9月1日から11月22日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）8月4日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹 中 潮
 同 高 木 健 次
 同 増 永 慎一郎

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
健康福祉部 食肉衛生検査所	<p>（職員の交通法規違反について）</p> <p>通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通法規違反防止対策を講じること。</p>	<p>事案発生後、当該職員に対し交通法令遵守の厳重な指導を行うとともに、所内の全職員に向けて通知を発出し、飲酒運転根絶・交通事故未然防止や事故が発生した場合の速やかな報告について周知徹底を図った。</p> <p>今後も、月例会や研修等の様々な機会を通して、飲酒運転根絶や交通事故防止を図り、交通法規の遵守に取り組んでいく。</p>
健康福祉部 八代児童相談所	<p>（公用車の毀損について）</p> <p>公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>交通法規の遵守や交通安全の徹底のため、所独自の「交通安全宣言」を執務室内に掲示するとともに、出発前の職員への安全運転の声掛けなど注意喚起を行った。</p> <p>また、毎月開催している所例会の機会を通じて、交通法規の遵守や交通事故防止についての注意喚起や、安全運転に係るヒヤリ・ハット事例を職員で共有することで、交通安全意識の高揚を図っている。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 熊本東警察署	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当署では、平時から「熊本県警察の運転指導等に関する訓令」に基づき、交通事故防止のための各種指導、教養、訓練を実施しているが、本件を受けて、事故の発生原因、問題点を徹底分析し、再発防止策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部による、事故当事者に対する運転時の構え等の指導 ・朝礼等の機会を利用した交通事故・交通違反の防止に関する注意喚起 ・交通事故防止に資する運転技能訓練 ・署員個々の運転技能、経験に応じた個別指導 ・車両点検等による愛車精神の醸成等の取組みを実施し、職員個々の交通事故防止に対する意識の高揚と運転技能の向上に努めた。 <p>今後も引き続き上記取組みを継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>
警察本部 玉名警察署	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当署では、平時から「熊本県警察の運転指導等に関する訓令」に基づき、交通事故防止のための各種指導、教養、訓練を実施しているが、本件を受けて、事故の発生原因、問題点を徹底分析し、再発防止策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼等における幹部による再発防止に向けた指示及び出発時の注意喚起 ・安全運転管理者による交通安全教育 ・署長による公用車点検・整備状況の目視点検 ・地域課による公用車運転訓練 ・後退時の誘導の徹底及びバックモニターの増強整備 <p>等の取組みを実施し、職員個々の交通事故防止に対する意識の高揚と運転技能の向上に努めた。</p> <p>今後も引き続き上記取組みを継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 荒尾警察署	<p>(職員の交通事故について) 公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当署では、平時から「熊本県警察の運転指導等に関する訓令」に基づき、交通事故防止のための各種指導、教養、訓練を実施しているが、本件を受けて、事故の発生原因、問題点を徹底分析し、再発防止策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員に対する幹部による指導・教養 ・事故当事者の業務に携わる職員を対象とした、公用車の交通事故に関するグループ検討会 ・朝礼時における公用車事故防止教養 ・現場出動時における具体的な事故防止の指示 <p>等の取組みを実施し、職員個々の交通事故防止に対する意識の高揚と運転技能の向上に努めた。</p> <p>今後も引き続き上記取組みを継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>
警察本部 小国警察署	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当署では、平時から「熊本県警察の運転指導等に関する訓令」に基づき、交通事故防止のための各種指導、教養、訓練を実施しているが、本件を受けて、事故の発生原因、問題点を徹底分析し、再発防止策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司による事故当事者に対する指導 ・事故当事者による体験発表を行い、全職員に対する問題意識の共有と注意喚起 ・朝礼時における、上司からの交通安全・事故防止に関する具体的な指示及び「安全運転八訓」の唱和 ・所属長による車両一斉点検を毎月実施 ・上司立会いによる運転訓練の実施 <p>等の取組みを実施し、職員個々の交通事故防止に対する意識の高揚と運転技能の向上に努めた。</p> <p>今後も引き続き上記取組みを継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 上天草警察署	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当署では、平時から「熊本県警察の運転指導等に関する訓令」に基づき、交通事故防止のための各種指導、教養、訓練を実施しているが、本件を受けて、事故の発生原因、問題点を徹底分析し、再発防止策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転技能の向上を目的として、若手職員に対する運転訓練を実施 ・例会教養、朝礼時における幹部職員による交通事故防止に関する指導教養の実施 ・「安全運転八訓」の唱和による事故防止意識の向上 ・幹部による出発前の安全運転に関する注意喚起 ・車両点検・整備を通じての車両管理の徹底等の取組みを実施し、職員個々の交通事故防止に対する意識の高揚と運転技能の向上に努めた。 <p>今後も引き続き上記取組みを継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>